

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会(平成29年12月18日)において出された各委員の意見

資料4

項目			意見	正副委員長案での対応状況
第1 総則	イ 定義	行政機関等	①「行政機関等」から、国の行政機関と独立行政法人等を除外しなくてもよいのではないか。(岡野委員) ②国の機関を除く場合には、その処理(国につなぐこと)を明確にしておくことがよいのではないか。(田中委員)	下線部は対応済(検討事項③)
	ウ 基本理念	(1)共生社会の実現に関する理念	○施策の推進に当たり、障がい当事者の意見聴取だけでなく、参画を保障することも重要である。(山内委員)	対応済
第2 障がいを理由とする差別の禁止等	ア 差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供		○合理的配慮については、「最低限のもの」でとどまることがないように、「絶えず改善に努め、障がい者と共に歩んでいく」という姿勢が伝わるような表現を取り入れてほしい。(倉本委員)	今後検討(検討事項⑩)
	イ 障がいを理由とする差別を解消するための措置	(3)事前的改善措置		
第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制	ア 相談体制		①機能が担保されるよう、なるべく具体的に規定すべきである(体制の見直しを含む)。(山内委員) ②相談体制について、なるべく市町の体制との重複を避ける必要がある。また、相談員の専門性について、どの程度のものとするかについては、執行部との調整が必要である。(中森委員)	対応済
	イ 紛争解決を図る体制		○機能が担保されるよう、なるべく具体的に規定すべきである(体制の見直しを含む)。(山内委員)	
第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策	基本的施策		○事業者に限定せず、当事者なども対象にしてよいのではないか。(山内委員)	今後検討(検討事項⑰)
	(6)啓発活動		○障がいを「個性」として捉え、肯定的に考えることができるような啓発に取り組むことを条文で明らかにしたい。(津田委員・三谷委員)	対応済

○障がい者差別解消条例策定調査特別委員会(平成29年12月18日)において出された各委員の意見

資料4

項目	意見	正副委員長案での対応状況
第5 施策の推進体制	①取組を効果的なものにするため、障がい当事者や県民が参画する検証の仕組みを取り入れたい。(中瀬古委員) ②合理的配慮の事例を把握し、それを基に取組を行えるよう、政策の循環を担保していくことが重要である。(田中委員) ③相談や紛争解決手続を通じて明らかになってきた問題を点検し、それへの対応を検討する仕組みを取り入れたい。(藤田委員) ④合理的配慮の取組の検証などについては、障がい者差別解消支援協議会での調査審議事項として具体化していくとよいのではないかと。(三谷委員)	今後検討 (検討事項⑳)
その他	条例の見直し ○見直し条項(3年ごとの見直しなど)を入れるべきである。(三谷委員)	対応済

項目		意見	正副委員長案での対応状況
条例名		(会派意見) ○障がい者のみならず、県民全てにとっての条例になるよう、「だれもが」、「みんなが」等の文言にすべきではないか。(新政みえ)	今後検討 (検討事項①)
第1 総則	イ 定義	(会派意見) ①「障がい者」の定義について、法律の定義規定の文言のほか、国会での質疑により明らかになった事項(①高次脳機能障がい、②難病に起因する障がい、③断続的・周期的)を加える。(新政みえ) ②「障がい者」の定義について、法律の定義規定の文言のほか、国会での質疑により明らかになった事項(難病に起因する障がい)を加える。(自民党)	今後検討 (検討事項②)
		(各委員意見) ①「難病」については、様々なものがあり、明記すると範囲が広くなりすぎるかもしれない。解釈上含まれることを逐条解説などで明確にすれば、敢えて書かなくてもよいのではないか。(三谷委員) ②「難病」については、明記することで問題が生じる可能性もあるので、明記することに固執するものではない。(津田委員) ③「難病に起因して障がいがある」という状態があれば、それを含むことを明確にしたほうがよい。その意味では、難病に起因するものを明記する意義はあるのではないか。(田中委員)	
	行政機関等	(会派意見) ○「行政機関等」について、国の組織(行政機関と独立行政法人等)を含める。(自民党)	今後検討 (検討事項③)
ウ 基本理念	(2)施策の基本方針	(会派意見) ○障害者基本法等の法令による施策との「有機的連携の下」について、分かりにくい表現であると思われるため、変更する。(自民党) (例) ・「…障害者基本法その他の関係法令に基づく施策と一体のものとして総合的に…」	今後検討 (検討事項④)
第2 障がい理由とする差別の禁止等	ア 差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供	(会派意見) ○「不当な差別的取扱い」について、どのような要件が満たされれば、「不当」と言えるのかが曖昧であるため、その点を具体化する必要がある。(自民党) ○合理的配慮という用語について、「合理的な変更又は調整」に変更できるかを検討する。(新政みえ・日本共産党・公明党・大志) ※「上から目線」のイメージを払しょくする。	今後検討 (検討事項⑦・⑧)
		(各委員意見) ①「不当な差別的取扱い」の対象となる差別が何かを定義付け又は差別の具体化などによって明らかにすることも必要である。(芳野委員) ②差別を具体化することには意義もあるが、具体化することによって、それ以外のところが柔軟に対応できなくなる可能性もあるので、慎重な議論が必要である。(三谷委員) ③相談体制と紛争解決体制がパラレルなのかという整理を行うことが重要である。他の道府県の条例について、相談ではどこまでの範囲を扱うのか、紛争解決手続ではどこまでの範囲を扱うのかという観点から精査し、差別の禁止や相談体制等を検討する必要がある。(芳野委員) ④県外調査では、差別が微妙な案件についても相談員が対応し、問題を解決した好事例を聞いた。「差別の事案でない」との理由で、こうしたすばらしい対応が排除されてしまわないようにすることが重要であり、条例案でそうした文言を取り入れ、あるいは逐条解説でその趣旨を明らかにしてはどうか。こうした点からは、差別の定義は避けたほうがよいかもしれない。(津田委員) ⑤「合理的配慮」という用語を「合理的変更・調整」に変更しない場合でも、その意味を逐条解説で明らかにするという方法があり得る。(三谷委員)	今後検討 (検討事項⑦・⑧)
	イ 障がい理由とする差別を解消するための措置	(2)配慮事項の策定	(会派意見) ○「障がい者の日常生活又は社会生活に関する分野ごとに特に配慮すべき事項」は、かなり幅の広い概念であり、どのようなものまでを指すのか、障害者計画などとの整合性を含めて精査が必要である。(自民党)
第3 障がい理由とする差別を解消するための体制	ア 相談体制	(会派意見) ①相談員の業務(助言や関係者間の調整等)を確実に遂行するには、複数の相談員の配置が必要である。そのことが分かるよう、条文に記述する。(新政みえ) ②「専門の相談員」を設置するとした場合、専門性の高い職員を多く採用する必要があるなど、予算の確保や人材の育成に伴う負担が大きくなる可能性があるため、市町での解決が難しい事案を対象にするなどの工夫をしてはどうか。(自民党) ③相談事案については、相談を受けたところで基本的に完結するようにすることが望ましい。(自民党)	今後検討 (検討事項⑪・⑫)
		(各委員意見) ①県外調査では、差別が微妙な案件についても相談員が対応し、問題を解決した好事例を聞いた。「差別の事案でない」との理由で、こうしたすばらしい対応が排除されてしまわないようにすることが重要であり、条例案でそうした文言を取り入れ、あるいは逐条解説でその趣旨を明らかにしてはどうか。(再掲)(津田委員) ②紛争解決手続の事案を「相談対応で解決が難しいもの」にしていることを踏まえ、相談員による対応が重要である。センターで抱え込まないよう、相談体制の充実を図る必要がある。(山内委員) ③相談員の業務について、「助言・調査・調整」だけでなく、その他の支援活動もできるようにしてはどうか。(芳野委員)	今後検討 (検討事項⑪・⑫)

項目		意見	正副委員長案での対応状況
第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制	イ 紛争解決を図る体制	(会派意見) ①助言・あっせんに従うことの勧告については、これを行う主体を明確にするべきである(知事が行うなど)。(自民党) ②個人間のトラブルは、第三者機関による助言・あっせんからは外すべきである。(自民党)	対応済
第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策	基本的施策	(2)情報のバリアフリー化 (会派意見) ○ホームページにおけるウェブアクセシビリティについて明記するべきである。(自民党)	今後検討 (検討事項⑭)
		(3)防災等 (会派意見) ○要支援者名簿の取扱い方や要支援者の掌握について課題があるので、それらの支援を条例に盛り込めないか。(公明党)	今後検討 (検討事項⑮)
		(4)選挙における配慮 (会派意見) ①選挙における配慮は重要であるが、独自の施策として規定する必要はないのではないか。(自民党) ②選挙に関して、「配慮」だけでは投票ができない方もいると考えられ、様々な状況に対応しきれない可能性もあるので、「選挙権の確保」という趣旨で規定していくとよいのではないか。(公明党) (各委員意見) ①投票支援について、敢えて条文化しなくてもよいとの意見があるが、選挙権の行使は重要なことなので、それを支援することは必要ではないか。(三谷委員) ②投票については、移動(主に身体障がい)に関する課題と、誰に投票するか判断(主に知的障がいなど)をどう支えるかについての課題があり(移動に関する課題に対しては取組が始まっており、その充実が必要だと思う。)、条文として書く表現については、難しいところもあるのではないか。また、移動については、選挙以外の権利義務の関係でも確保が必要になり、選挙だけが問題になるわけではないことを考慮する必要がある。(中森委員)	今後検討 (検討事項⑯)
			(5)表彰 (会派意見) ○共生社会の実現に向けた取組は、社会全体で行うべき当然のことであることから、表彰制度は必要ないのではないか。(自民党)
		(6)啓発活動 (会派意見) ○県民の役割において、「障がい者の意思の尊重」や「障がい者の自立及び社会参加への協力」も規定されていることから、啓発活動についても、これらと併せて、もっと掘り下げた取組を規定してよいのではないか。(自民党)	今後検討 (検討事項⑱)
		その他の施策 (会派意見) ①障がい者の法定雇用率の達成は向上しているが、就労の継続について課題が多い。障がい者と事業者への支援の充実が求められるため、「就労に関する支援」を施策に追加する。(新政みえ) ②教育に関する現状と課題の参考人聴き取り結果を踏まえ、普及啓発と同様の扱いで、「教育」を施策に追加する。(新政みえ)	今後検討 (検討事項⑲)
		第5 施策の推進体制	イ 障がいを理由とする差別の解消の推進体制 (会派意見) ①障がい者差別解消支援協議会の役割を具体化する。(新政みえ) (例) ・紛争解決の第三者機関としての役割 ・助言又はあっせんの内容、合理的配慮の好事例などを障がい者をはじめとする県民に広く公表する。 ②相談事例の検証等について、議会に報告するといった形での公表はしないほうがよい。検証については、障がい者差別解消支援協議会で行うのがよい。(自民党)
その他	施行期日 (会派意見) ○条例の施行については、時間的な余裕を持たせるべきである。(自民党)	今後検討 (検討事項㉑)	
	条例案の検討の在り方 (会派意見) ○「当事者のことを、当事者抜きに決めない」の理念を踏まえ、当事者の意見抜きに決めないよう策定を行うことが重要である。(日本共産党)	意見照会をする予定	
	要望事項への対応 (会派意見) ○関係団体からの要望事項があるので、それらの要望に応えながら条例案を策定することが重要である。(日本共産党)		

※その他会派については、現時点において、意見なし。